

# 協働のまちづくり かわら版

Vol. 21

2010年7月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課  
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号  
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)  
FAX：0256-92-2110  
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp  
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報  
をお届けしています。

## 「第13回まちづくり基本条例市民検討会議」を開催しました。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた具体的な取り組みとして、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の第13回目の会議を7月3日土曜日に吉田公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

(仮称)まちづくり基本条例の検討に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

燕市トップページ > まちづくり > まちづくり基本条例のページへ！

「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」や「協働のまちづくりかわら版」へのご意見・ご感想を募集しています。

### 第13回市民検討会議の主な内容

#### 意見交換

テーマ 「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の各グループ意見の整理について

- ・修正案についての説明と意見交換
- ・市民検討会議としての素案を決定

#### ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討

- 「第5章 情報共有」「第6章 市政運営」  
「第7章 条例の尊重及び見直し」について
- ・意見交換とグループ別発表

次回の第14回会議へ向けて、

またまた大きな**宿題**が出されました！！

まちづくり基本条例市民検討会議では、「私たちのまち、つばめをもっともっといいまちにしたい」、そんな思いで集まったメンバーが主体的に参加して、(仮称)まちづくり基本条例の素案づくりのために、一つ、また一つと議論を積み重ねてきました。そして、今回の会議で、ついに「(仮称)まちづくり基本条例素案」の各条文の検討を終了することができました！！

まちづくりの課題や解決の仕組みなど、これまでの考えを整理し、みんなの想いをカタチにして条文に盛り込んでいくのは、とても難しい作業だったと思います。暑い日も、寒い日も、雨の日も、雪の日も会議に参加していただきましたメンバーのみなさん、本当にありがとうございました。

しかし、これで終わりと思いきや、次回の会議では、現在「(仮称)」となっている条例の名称やみなさんのまちづくりへの想いを反映した前文について検討を行います。

2カ年にわたって検討してきた(仮称)まちづくり基本条例も、素案の完成まで、あと少しです。ここからはラストパートですね！

委員の皆さん、ファイトッ、おー！

#### 意見交換

テーマ 「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の各グループ意見の整理について

前回の発表を整理して、市民検討会議としての意見を**決定**しよう！！【Part3】



前回の会議では、市民が主体のまちづくりをより一層進めていくため、協働によるまちづくりの進め方や協働の仕組みなどを定める「第3章 協働」と市民参画を基本とした行政運営や市民参画の方法などを定める「第4章 市民参画」の各条文案について、委員の皆さんの考えや修正意見などをまとめ、発表していただきました。

会議の前半に行った意見交換では、前回の会議の各グループの発表内容から事務局が整理した修正案について全員で確認を行い、条例素案の各条文について、市民検討会議としての意見を決定しました。

**修正案のポイント**

前回議論していただきました第3章と第4章の修正案について、事務局と協議を行いました。

基本的には、委員の皆さんの意見を尊重して、条文の内容を修正しています。

ただし、条文の表現を簡略化した方が良いという意見もありましたが、条文を簡略化することで、伝えたい内容が不明瞭になってしまう部分もあります。そのように判断される部分については、事務局の説明のとおり、原案を維持している箇所もあります。

**審議会等**

審議会への公募市民の導入は、原則的にはそのすべてに適用されるべきものではありませんが、審議内容に専門性が求められるものについては、公募市民の受入を行わない仕組みが必要です。前回挙げられた意見のとおり、実際にそのような書きぶりに修正しています。

**住民投票**

前回にもご説明したとおり、住民投票については、私自身は導入に賛成ではありません。ただし、委員の皆さんの合意で、今回の提言の中に盛り込むことになりました。そこで、住民投票について細かい議論を詰める必要があります。

**第3章と第4章の修正案と決定した条文案についての詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。**

**ワークショップ**

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討

「第5章 情報共有」「第6章 市政運営」「第7章 条例の尊重及び見直し」について

これまでの検討の成果を**カタチ**にした、条例素案の

たたき台の各条文を確認しましょう！【Part4】

今回のワークショップでは、(仮称)まちづくり基本条例の素案のたたき台「第5章 情報共有」、「第6章 市政運営」、「第7章 条例の尊重及び見直し」の各条文案について、これまでの検討で挙げられた意見や考え方が、正しく条文に反映されているか確認し、皆さんの意見を出し合っ、各グループの意見をまとめ、発表する作業を行いました。

**条文案の考え方についての意見 (アドバイザー)新潟大学 馬場准教授**

「第5章 情報共有」、「第6章 市政運営」、「第7章 条例の尊重及び見直し」のポイント

**「情報共有」の論点**

- ・第5章の情報共有ですが、市民参画や協働のまちづくりを進めるうえで欠くことのできない、前提となる部分です。政策の過程には情報が必要であり、特に立案の段階での情報は重要です。立案の段階では、市には情報の収集、市民には問題提起が求められます。
- ・また、政策の実施の段階での市民への説明や周知が必要です。そして実施し、評価の段階では市民の提言を受けて廃止や見直しなどを考える必要があります。
- ・そこで、情報の共有にあたって問題となるのが個人情報の保護です。基本的には情報を公開するということですが、個人に関する情報をどのように扱うのかといった部分を定めておく必要があります。

**「市政運営」の論点**

- ・基本的には、第6章の市政運営の各条文は、市の組織の内部管理の部分と言えます。そこで、市政運営に関する規定については、ある程度行政に任せの方が良い部分なのかもしれません。用語で分からないものについては職員委員の皆さんに確認してみてください。



◀ 各グループの発表の様子です。

## 第5章 情報共有

### (情報の共有)

- 第26条 市民、市議会及び市は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を提供することにより、その情報の共有に努めるものとします。
- 市は、まちづくりの課題等を的確に把握するための情報の収集に努めなければなりません。
  - 市民は、市が提供するまちづくりに関する情報を積極的に収集するように努めるものとします。

### (個人情報の保護)

- 第28条 市は、まちづくりに関する情報の提供及び共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、必要な措置を講じなければなりません。

### (情報の公開及び提供)

- 第27条 市は、まちづくりに関する情報を適切な時期及び方法により積極的に公開しなければなりません。
- 市は、適正でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実に努めなければなりません。
  - 市は、前2項の情報が正確かつ適切な情報であるよう管理しなければなりません。

### (説明責任及び応答責任)

- 第29条 市は、政策等の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程において、その経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明するように努めなければなりません。
- 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答するよう努めなければなりません。

## 第6章 市政運営

### (総合計画)

- 第30条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければなりません。
- 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

### (行財政改革の推進)

- 第32条 市は、自立的な行財政制度の確立と市民が必要とする行政サービスの向上を図るため、前例にとられない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組むものとします。

### (政策法務)

- 第34条 市は、地域の特性を尊重した自主的かつ自立的な市政運営を行うため、法令の自主的な解釈及び運用を行うとともに、積極的に条例、規則等の制定権限を活用することにより、新たなまちづくりの提案に努めなければなりません。

### (財政運営)

- 第31条 市は、効率的かつ効果的な政策を実施するとともに、政策相互の連携を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。
- 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

### (行政評価)

- 第33条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を実施し、評価結果を政策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

### (国及び他の地方公共団体等との連携)

- 第35条 市は、国及び県と対等な立場で互いに連携し、協力して行政課題の解決に取り組むよう努めるものとします。
- 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する行政課題の解決について、自主性を保ちながら互いに連携し、協力して取り組むよう努めるものとします。
  - 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めるものとします。

## 第7章 条例の尊重及び見直し

### (条例の尊重)

- 第36条 市民、市議会及び市は、まちづくりを推進するに当たり、この条例に定める事項を尊重しなければなりません。

### (条例の見直し)

- 第37条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。
- 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民の意見を反映するため、必要な措置を講じなければなりません。

このたたき台の条文は、これまでの検討で挙げられた意見や考え方を項目ごとに整理し、条文化したものです。各条文を規定するかどうか、またその内容などは、まだ決定ではありません。ワークショップでは、グループごとに各項目の必要性を含めて、意見交換を行いました。

## 各グループの発表内容（修正意見等）

今回も意見の数が多かったため、各グループから発表していただいた意見の一部をお知らせします。

- 第26条（情報の共有）
- 情報の共有に当たって、市や市民が何をすべきかが第2項と第3項で明確に区分されていて、分かりやすい。
  - 第3項は、第1項の内容に含まれるため、あえて規定する必要はないのでは？
- 第27条（情報の公開及び提供）
- 「燕市情報公開条例に基づき」という表現を加えて趣旨を明確にした方が良いのでは？
  - 市が行う情報の公開について限定し、情報公開に特化した条文にしては？
- 第28条（個人情報保護）
- 「燕市個人情報保護条例に基づき」という表現を加えて趣旨を明確にした方が良いのでは？
- 第29条（説明責任及び応答責任）
- 分かりやすい情報でなければならないことを全体的な1つの条文に規定して、個別の条文の分かりやすいという表現を削除しては？
- 第30条（総合計画）
- 総合計画は一番大事な計画であるが、市民の関わり方が入っていないため、市民の意見を参考にするような規定を加えては？
- 総合計画策定の市民参加を明確にするため、「市民と協働で」という表現を加えた方が良い。
- 第31条（財政運営）
- 財政に関して市民に分かりやすく公表することは難しい。市には分かりやすさについてのアンケート実施などフィードバックも必要。
- 第33条（行政評価）
- 行政評価の方法について、行政評価に市民も入った方が良い。
- 第34条（政策法務）
- 条例は改正により変わるため、新たな条例、規則についても市民に分かりやすく公開していくことが必要。
- 第35条（国及び他の地方公共団体等との連携）
- 「適切な役割分担のもとで」という表現を加えた方が良い。
- 第37条（条例の見直し）
- 条例の見直しの期間について、市議会議員や市長の任期と同じ4年で設定することは妥当。
  - 「必要な措置」について、「市民検討委員会等を設置し」といった具体的な仕組みを規定した方が良い。

## あなたが今日気づいたことは？

- ・仕上げの感があり、出来てきた感を感じる。
- ・グループの気が合って、大変楽しかった。
- ・欠席者が多いかな。
- ・いろいろな意見が出てくること。
- ・まちづくりは、ハード面からソフト面への変換の意味が分かってきた。
- ・班内の優れた意見に感心した。
- ・条文は分かりやすい表現が大切！

## その他

- ・修正案の作成、大変ご苦労さまです。分かりやすく、とても良いと思います。
- ・次回の「前文」の検討が楽しみだ！！

## 委員の皆さんの声（ふりかえりシートより）

## あなたが今日うれしく思ったこと、満足したことは？

- ・なかなか良い条例かなと思う。
- ・発表者に選ばれ、おもしろかった。
- ・皆さんの意見発表が聞けたこと。楽しく感じました。
- ・班内の意見がこう着してくると、事務局の方が随時アドバイスをくれるのでありがたかったです。
- ・今回参加でき、多様な意見を聞けたこと。
- ・今日は、事前に予習してきたので意見が言えた。
- ・上手い意見に感服した。経験豊かな人の意見はとても為になった。
- ・いろいろな意見が聞けて良かった。
- ・素案の検討が終わり、ホッとしています。

## まちづくり基本条例市民検討会議の開催日程

## 第14回 市民検討会議

日時：平成22年8月7日(土)9:30～  
場所：吉田公民館 講堂(3階)

会議はどなたでも傍聴できますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

## 事務局の説明から

今回の会議では、これまでの議論を踏まえ、各条文に盛り込みきれなかった、まちづくりへの皆さんの想いや考えを条例の「前文」に反映し、「条例の名称」についても意見交換を行い、市民検討会議としての意見を決定していきたいと考えています。

## 編集後記

「まちづくり基本条例」について、詳しい内容を知らない市民の皆さんもまだまだ多いかもしれません(汗)。今年度中の条例制定を目指して取り組みを進めていますが、多くの市民の皆さんとの幅広い議論となるよう、いろいろな機会をとらえてPRに努めています(自治会、まち協、地域審議会の会議等にお邪魔しました)。また、講座の出前も行っています。私が皆さんのところへ出向きます。ぜひ、ご注文ください!! (す)

【燕市まちづくり出前講座(申込み・問い合わせ)生涯学習課(燕市総合文化センター内)電話0256-63-7001】